

児童福祉司任用後研修

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。																										
申込条件	(1) 児童福祉司として任用後1年目の職員 (上記根拠：児童福祉法第13条第9項) (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の職員も受講可能だが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されない。 【需要数140名】																										
日数	5日間(※重複科目免除の場合は、2日間分(90分×8コマ)のコースで受講可能。) ※児童福祉司任用前講習会を修了した者は、5日間のカリキュラムのうち重複した科目(「社会的養護における自立支援」、「関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅支援」、「行政権限の行使と司法手続」、「子ども虐待対応の基本」及び「非行対応の基本」)の受講を免除することができる。																										
研修内容	平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(最終改正：令和6年3月28日)に基づく																										
日程 研修ID 通知期限	【5日間】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>日程</th><th>研修ID</th><th>通知期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>10月上～下旬</td><td>2590301</td><td>9月上旬</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>11月上～下旬</td><td>2590302</td><td>10月上旬</td></tr> </tbody> </table> 【2日間】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>日程</th><th>研修ID</th><th>通知期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>10月上～下旬</td><td>2590311</td><td>9月上旬</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>11月上～下旬</td><td>2590312</td><td>10月上旬</td></tr> </tbody> </table>				日程	研修ID	通知期限	第1回	10月上～下旬	2590301	9月上旬	第2回	11月上～下旬	2590302	10月上旬		日程	研修ID	通知期限	第1回	10月上～下旬	2590311	9月上旬	第2回	11月上～下旬	2590312	10月上旬
	日程	研修ID	通知期限																								
第1回	10月上～下旬	2590301	9月上旬																								
第2回	11月上～下旬	2590302	10月上旬																								
	日程	研修ID	通知期限																								
第1回	10月上～下旬	2590311	9月上旬																								
第2回	11月上～下旬	2590312	10月上旬																								